

公益社団法人 日本総合書芸院 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 日本総合書芸院と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、書芸に関する人材育成事業、普及活動事業、地域奉仕活動等の事業を行い、書道に関する総合芸術の興隆と普及を推進し、もって文化芸術の振興発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講習会、級位・段位の検定試験、機関誌発行及び学生訪中その他書道芸術に関する人材育成に関する事業
- (2) 展覧会その他の普及活動に関する事業
- (3) 書芸を通じた地域奉仕活動に関する事業
- (4) この法人の目的を達成するための書芸用品の頒布事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国に於いて行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人は、次の種別の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の師範、準師範又は学童師範の認定を受けた個人
- (2) 普通会員
 - 一般部 この法人の事業に賛同する個人であって、正会員でないもの
 - 学生部 この法人の事業に賛同する個人であって、中学生以下の年齢の正会員でないもの

- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同する団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人で、総会において相当と決議された者

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員に関する細則は、総会でこれを定める。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、総会で別に定める入会金及び会費を添えて理事長の定めるところにより申込みをしなければならない。

- 2 正会員になろうとする者は、認定試験を経て理事会により、師範、準師範、学童師範の認定を受けるものとする。ただし、再入会の場合においては、理事会は、認定試験を免除することができる。
- 3 理事長は、申込みについて入会を拒むべき理由があるときは、理事会の議決を経て本人に入会を拒むことができる。
- 4 理事長は前項の場合を除き、申込みを承認しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき。
- 2 この法人は、会員が資格を喪失しても、会員が既に納入した金銭は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会は、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会で総会に付議することを決定した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することが出来る。

(議長)

第15条 総会の議長は、出席した正会員の互選により選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることが出来ない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会で署名人として選出された出席者2人が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 12人以上20人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち3人以内を副理事長、6人以内を常任理事とし、副理事長及び常任理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の欠格事項)

第20条 次に掲げる者は、本会の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるものの他、監事全員により定める監事監査規程による。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員地位の喪失)

第25条 第20条各号に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員としての地位を喪失する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事に対して、総会に於いて定める総額の範囲内で、理事会に於いて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事に対して、総会に於いて定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることが出来ない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 名誉会長及び評議員

(名誉会長)

第34条 この法人に名誉会長を1人置くことができる。

2 名誉会長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

(3) その他この法人の運営に関して、理事長又は理事会に対して意見を述べること。

3 名誉会長は、理事会において選任する。

4 名誉会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長に対して、理事会で別に定めるところにより、各種手当のほか、その職務を遂行するための費用を支払うことができる。

(評議員)

第35条 この法人に25人以上35人以内の評議員を置く。

2 評議員は、この法人の運営について理事会に対して参考意見を述べるとともに、理事長及び業務執行理事の業務執行を補佐する。

3 評議員は、理事会において選任し解任する。

4 評議員の任期は、2年とする。

- 5 評議員に対して、理事会で別に定めるところにより、各種手当のほか、その職務を遂行するための費用を支払うことができる。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 別表の財産は、公益法人認定法第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(議決権の制限)

第41条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第9章 基金

(基金の拠出)

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第43条 基金の募集・割当て・払い込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱については、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利及び任意返還)

第44条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第45条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第46条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しを行わないものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は春山岩雄、最初の副理事長は東山勉、菊地恵美子、橘尚美、最初の常任理事は元松久子、松尾廣子、井澤洋子、内田綾子、菊島豊子、最初の名誉会長は仙場幸男とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、移行登記日時点で在任する特例社団法人日本総合書芸院の評議員をもって充てる。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記日を事業年度の開始日とする。

ただし、後段の事業年度に関しては、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、移行登記日以降遅滞なくこれを作成するものとする。

別表 基本財産（第36条関係）

| 財 産 種 別 | 場 所 ・ 物 量 ・ 金 額 |
|---------|---------------------|
| 美術品 | 日本総合書芸院創始者 三室 金羊 先生 |
| | 額 一笛動穉山 10万円 |
| | 軸 陽和近 10万円 |

附則（平成26年5月25日総会決議）

この定款の改正は、決議の日より施行する。